

名張市新型インフルエンザ対策行動計画
総論編

名 張 市
平成 2 1 年 5 月

1 発生段階と状態

この行動計画において、各部等は下記の発生段階に基づき対応するものとする。

発生段階		状態
前段階(未発生期)		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階(海外発生期)		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
各都道府県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階(小康期)		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

参考 WHO による、新型インフルエンザの警戒レベル(フェーズ)区分

フェーズ	定義
フェーズ 1	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出
フェーズ 2	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが検出
フェーズ 3	ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い
フェーズ 4	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている
フェーズ 5	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな集団発生が見られる
フェーズ 6	パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している

2 体制

(1) 対策本部の設置

以下のいずれかに該当する場合、名張市新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し総合的な対策を行う。

なお、対策本部設置までは、名張市新型インフルエンザ対策推進会議（以下、「推進会議」という。）（主担：健康福祉部）において、新型インフルエンザ対策に関する情報の共有化、予防対策等を行う。

- ア WHO（世界保健機関）がフェーズ4を宣言した場合で、国内で発生する恐れがある場合
- イ WHOがフェーズ5を宣言した場合
- ウ 国内で新型インフルエンザが発生した場合（第二段階）
- エ その他市長が必要と認めた場合

(2) 対策本部の構成

市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、市立病院院長、各部長、各担当部長、市立病院事務局長、会計管理者、教育次長、消防長、環境衛生組合事務局長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局、調整監を本部員とする。

対策本部の庶務は、企画財政部危機管理室、健康福祉部が連携して処理する。

(3) 対策本部の廃止

対策本部は、新型インフルエンザ回復期において、新型インフルエンザの流行が終息したと判断されたとき「終息宣言」の発表をもって、本部長の命により廃止する。

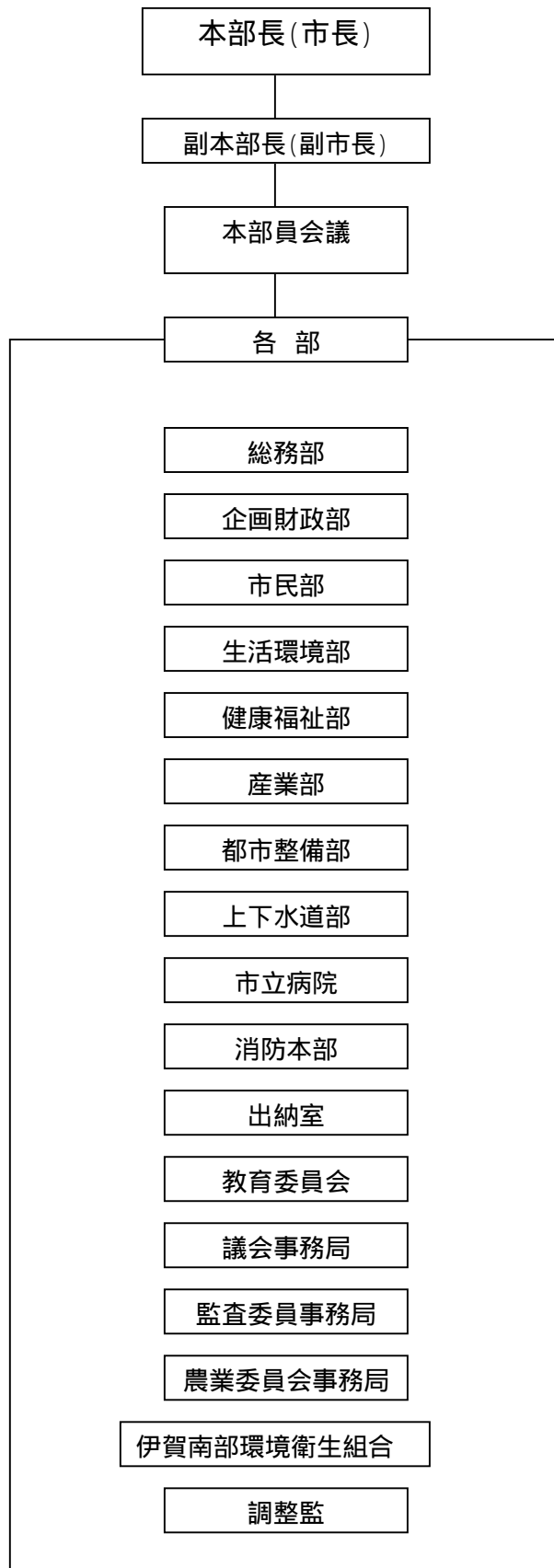
* 参考 国の新型インフルエンザ対策行動計画より

対策推進のための役割分担

市区町村

市区町村については、住民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、住民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的弱者への対策や医療対策を行なう。

(対策本部の構成)



3 各部等の業務継続及び対応項目の概要

各部等は、新型インフルエンザが流行した場合においても、市民生活、行政サービスの維持に必要な機能が継続して運営されるよう、各室や産業の活動が継続して運営されるような業務継続計画を作成、職員への啓発、必要な準備等を要請する。

情報と危機意識を共有し、連携を強化して新型インフルエンザ対策を推進するため、各部等ごとの主な対応項目について下記のとおりとする。

(1) 各部等の主な対応項目

部等名	主な対応項目の概要
危機管理室 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部事務局としての総合調整に関する事。 ・情報の収集と一元化
企画財政部 出納室 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及び報道対応に関する事。 ・公共交通等の確保に関する事。 ・各関係機関連携に関する事。 ・地域づくり組織等との連携に関する事。 ・外国人住民への対応に関する事。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市業務の維持体制に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。
健康福祉部 市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談対応、感染予防策の普及啓発に関する事。 ・医療提供体制の確保に関する事。 ・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関する事。 ・応急診療所における新型インフルエンザ患者診療機能の確保に関する事 ・まちの保健室、民生委員児童委員等との連携による社会的弱者の支援に関する事 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の確保に関する事。 ・新型インフルエンザ予防接種に関する事。
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道供給機能の確保に関する事。 ・下水道の機能確保に関する事。
生活環境部 環境衛生組合	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物の円滑な処理の確保に関する事。 ・ごみ処理体制の確保に関する事。 ・斎場の機能確保に関する事。

産業部 都市整備部 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農水商工団体及び生産者・事業者への情報提供及び協力要請に関すること ・ライフライン(電気、ガス、電信・電話)確保に向けての協力要請に関すること ・生活必需品の確保に関すること ・観光関連事業者への情報提供及び協力要請に関すること ・食品等の生活必需物資の確保に関すること
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院における新型インフルエンザ患者診療機能の確保に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校その他の教育機関における感染予防・まん延防止等に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の移送体制に関すること。

(2) 各部等共通対応項目

部等名	主な対応項目
全部署	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続、対応方針等の検討 ・所属職員の新型インフルエンザ発生国への渡航自粛、帰国支援及び渡航歴のある職員の健康状態の把握 ・職場内での感染防止 ・感染者拡大による欠勤職員増加に対する部内の業務維持対策(業・務の優先順位化、必要な業務の維持) ・新型インフルエンザ発生都道府県への出張の自粛(集会・会議・その他集客行事の延期又は中止の検討) (所管する事務に関連して地域・関係団体が実施する集会・会議・その他集客行事の自粛等の要請)

4 情報の収集及び提供

(1) 情報の収集

各部等は、関係省庁から情報を入手する。

情報入手先(各関係省庁)		収集担当部等
省庁名	担当窓口・部署名	
総務省		総務部
消防庁	消防庁消防・救急課	消防本部
外務省	領事局政策課	市民部
財務省	大臣官房	企画財政部
文部科学省	スポーツ・青少年局学校健康教育課	教育委員会
厚生労働省	健康局結核感染症課	健康福祉部
農林水産省		産業部
経済産業省		産業部
中小企業庁		産業部
国土交通省	危機管理担当室	都市整備部

ア 県内の情報

県ホームページ <http://www.pref.mie.jp/>

三重県感染症情報センター <http://www.kenkou.pref.mie.jp/>

イ 国の情報

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

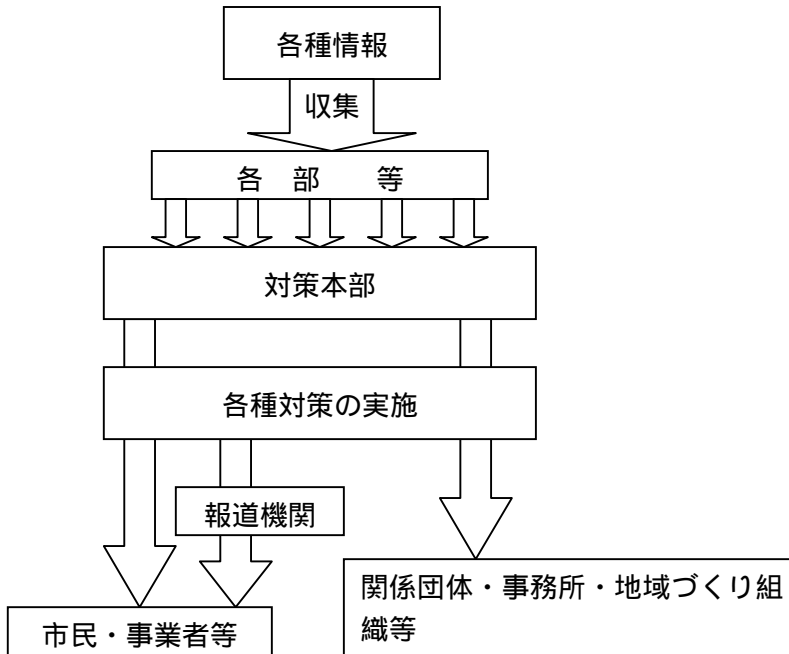
国立感染症研究所の感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

検疫所 <http://www.forth.go.jp>

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) 情報の提供

情報の提供系統図



(3) 広報

対策本部事務局は、情報を迅速かつ的確に市民に広報し、新型インフルエンザの特徴、現在の状況と今後の予測、感染予防、まん延防止対策等について正確な情報をタイムリーに周知することにより、被害の軽減と社会の混乱の防止、市民生活の安定を図る。

《体制と要領》

広報に当たっては、国、県及びその他の関係機関と連携して、一元的に行う。この際、報道機関との調整は企画財政部が行う。

(ア) 体制

	関係部等	企画財政部
共通	市対策本部設置後は、市対策本部が広報方針を決定	
記者発表、資料提供	原稿の作成	必要に応じて報道機関との記者発表日時、方法の調整
新聞、テレビ、ラジオ	原稿の作成	契約広報枠の活用

ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報の掲載と更新 ・関係部局等は情報を掲載及びピックアップ指定 ・海外発生時は関連情報を受信して掲載 	・注目情報等でのトップページ頭出し
広報紙	資料の提供	取材及び原稿の作成

(イ) 要領

対策本部設置時は定例的に、その他の時は随時記者発表又は資料提供を行う。

国内発生期以降の資料提供は感染予防のため、極力メール、ファクシミリを活用する。

努めて次回発表時期を予告するとともに、早期に定時化を図る。

5 相談窓口の設置

発生状況の照会、感染予防対策、健康・生活・仕事 など共通の相談、要望、苦情などに対応するために相談窓口を設置する。

6 市民への普及啓発

あらゆる手段を通じて住民に普及啓発を行う。

(1) 手段

- ・テレビ、新聞、ラジオ、ホームページ
- ・広報紙、ポスター、新聞折り込み広告、小冊子、パンフレット
- ・学校、職場、地域づくり組織等を通じた普及啓発

(2) 内容

情報収集

情報には、(1)国・地方自治体の提供する情報、(2)報道機関が提供する情報、(3)企業や民間団体等が提供する情報、(4)噂・デマ情報などがあり、媒体も広報紙・新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなど様々なものがある。

中には情報の信憑性・根拠のないものもあり、特に噂には多くの場合ウソが含まれている。こうした情報を過度に信用して誤った対応をすと思わぬ被害に見舞われる。信用のおける機関や人に相談するなど情報の信憑性を確認して冷静に対応することが重要である。

発症者が注意すべき事項

発熱・咳・全身痛などインフルエンザ様症状がある場合、事前連絡なく医療機関を受診

すると、待合室等で新型インフルエンザを他の患者さんに感染させてしまう恐れがある。新型インフルエンザかどうかは検査しなければ症状だけではわからない。このような場合はまず、保健所の発熱相談センターに連絡し、県が指定する医療機関（発熱外来）を受診する。また、外出した時はもちろん、家庭内でも、咳をする際には「咳エチケット」を守って、周囲の人に感染させないように心がけることが必要である。

* 発熱相談センター：発熱している患者さんからの相談を受けるため、保健所内に設置する機関。

* 発熱外来：発熱している患者さんを、他の病気の患者さんから隔離した場所で外来診察する医療機関システム。新型インフルエンザでないと診断されれば、以後は一般の医療機関を受診することになり、新型インフルエンザであれば感染症指定医療機関等に入院することになる。

医療の確保への協力

まん延期には一時的に膨大な患者が発生するため、医師などの医療従事者や薬剤・医療資材が不足する。そういう場合も、生命に関わる患者や人工透析などの継続的な治療が不可欠な患者もいる。また、自分が感染しないためにも、軽症の場合には医療機関の受診や救急車要請は控えることが重要である。

不要不急の外出の差し控え

感染しないために、食料等の生活必需品の買出しなどやむをえない場合以外の不要不急の外出は極力控えることが望まれる。

イベント・集会などの自粛の周知、協力要請

新型インフルエンザの発生、流行状況等を踏まえて、多数の人が集まるイベントや行事の自粛、中止等呼びかける。

市民の協力等

新型インフルエンザ対策の迅速で的確な実施及び感染拡大を防止するためには、市民の理解と協力が不可欠である。

市民、地域づくり組織、事業所等が、新型インフルエンザの特性を良く理解し、対策を行うとともに、国及び関係機関との連携を保ちながら、的確な行動をとることが必要である。また、社会活動が停滞することも予測されることから、その維持のためにも市民の協力が必要である。